

人権教育及び人権啓発に関する

基本計画

二次改訂



岡山市

はじめに

岡山市では、岡山市第六次総合計画に掲げる「誰もが個人として等しく尊重され、個性と能力を発揮することができる人権尊重の社会の実現」を目指し、市民の皆様との協働により様々な取組を進めております。

そのような社会の実現のためには、人権教育・啓発の取組を総合的に進め、市民の皆様一人ひとりに人権尊重について理解を深めていただくことが不可欠であることから、岡山市は、平成15年度に「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」を策定し、課題を把握しながら改訂を行ってまいりました。

この度、令和5年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果や社会情勢の変化、そして「こども基本法」などの法律制定・改正などを踏まえて見直しを行い、基本計画を改訂いたしました。今回の改訂においては、こども・女性の人権尊重やハラスメント、インターネットによる人権侵害などの課題を重点的に取り上げるとともに、これまでの「人権を侵害された人に対する救済や支援」に加えて「人権を侵害した人に対する対処や支援」の観点を取り入れております。

新たな基本計画の下で、より一層効果的な人権教育・啓発を推進し、人権尊重の社会の実現を目指してまいります。今後とも、市民の皆様一人ひとりが人権問題を自分自身のことと捉え、多様な価値観を認め合い、支え合う人権尊重のまちづくりについて、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月



岡山市長 大森 雅夫

目 次

第1章 策定及び見直しにあたって	1
1 策定の背景	1
(1) 国内外の動き	1
(2) 策定の経過	2
(3) 見直しの経過	2
2 岡山市におけるこれまでの取組と課題	3
第2章 基本的な考え方	5
1 基本理念	5
2 基本事項	6
(1) 基本計画の性格	6
(2) 基本計画の期間	6
(3) 人権教育・啓発推進の視点	7
第3章 推進に関する基本的方針	8
1 様々な場における人権教育・啓発の支援	8
(1) 市職員に対する人権教育・研修	8
(2) 学校園における人権教育の推進	9
(3) 家庭における人権教育の支援	9
(4) 地域社会における人権教育・啓発の支援	10
(5) 企業等における人権教育・啓発の支援	10
2 人権教育・啓発の効果的な推進	11
(1) 学習の場の提供	11
(2) 学習内容の充実	12
(3) 効果的な啓発手法	12
(4) 人材の育成	13
(5) 総合的なネットワークづくり	13
第4章 分野別施策の取組	15
(1)こども	15
(2)女性	18
(3)高齢者	21
(4)障害のある人	23

(5)同和問題	-----	25
(6)外国人市民	-----	28
(7)感染症等	-----	30
(8)犯罪被害者等	-----	33
(9)性的マイノリティ	-----	35
(10)インターネットによる人権侵害	-----	37
(11)ハラスメント	-----	39
(12)様々な人権課題	-----	41
ア 災害に伴う人権問題	-----	41
イ 刑を終えて出所した人	-----	41
ウ ホームレス	-----	42
エ 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する問題	-----	42
オ 個人情報保護	-----	42
カ その他の人権課題	-----	43
第5章 推進体制	-----	44
1 庁内の推進体制	-----	44
2 関係機関、関係団体等との連携	-----	44
資料編	-----	45
1 世界人権宣言		
2 日本国憲法(抜粋)		
3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		
4 岡山市人権施策推進本部設置規程		

第1章 策定及び見直しにあたって

1 策定の背景

(1) 国内外の動き

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている自分らしく生きる権利で、個人の尊厳に基づく、誰からも侵されることのない固有の権利であり、すべての人々が個人としての生存と自由を確保し、幸福を追求するために等しく保障される権利です。

20世紀は、最大の人権侵害である戦争が2度も世界大戦という形で起こり、これまでにない不幸を人々にもたらしました。世界平和の願いから国際連合(国連)は、昭和23(1948)年の第3回総会において、「世界人権宣言」を採択しました。国連の「世界人権宣言」は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」(第1条)と定めています。また、1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」に定め、積極的に人権教育に取り組むよう各国に求めました。その成果と問題点を踏まえ平成16(2004)年「人権教育のための世界計画」が決議されました。さらに平成27(2015)年には2016年から2030年の間に達成を目指す国際目標としてSDGs(持続可能な開発目標)が全会一致で採択されています。

一方、我が国では、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を柱とした「日本国憲法」が昭和22(1947)年5月3日に施行されました。憲法では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」(第11条)、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第14条)を定めています。

国における人権意識の向上を図るための施策の推進については、平成12(2000)年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律^(*)」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)において人権施策の推進にあたっての国、地方公共団体の責務が示され、国においては「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14(2002)年に策定されています。

用語解説

(*)人権教育及び人権啓発に関する施策を推進し、人権の擁護を図るために制定された法律。

(2) 策定の経過

「岡山市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)
(平成15(2003)年6月策定)

国の「人権教育・啓発推進法」第5条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」に基づき、本市のあらゆる事案について人権尊重の視点をもって推進するための基本姿勢を示し、市民一人ひとりが人権尊重について理解を深め、人権教育・啓発の取り組みを総合的かつ計画的に進めるため、「基本計画」を策定しました。

(3) 見直しの経過

①「(一次改訂)基本計画」(令和3(2021)年3月策定)

平成15(2003)年度より「基本計画」に基づき、様々な取組を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染者やエッセンシャルワーカー^(*)への誹謗中傷、また、インターネット上での誹謗中傷も深刻化するなど、新たな人権課題が顕在化し、複雑化・多様化してきたことから、それらへの取組やPDCAサイクルによる本計画の効率的な推進についてを盛り込んだ「(改訂)基本計画」を策定しました。

②「(二次改訂)基本計画」(令和7(2025)年3月策定)

(改訂)基本計画を受け、継続して、人権教育・啓発に関する取組を総合的かつ計画的に進めていますが、令和5年度実施の「人権問題に関する市民意識調査(以下市民意識調査という。)結果」や社会情勢の変化、人権問題に関する法制化の動きや国などの取組、複雑化・多様化する人権課題に対応するため一部見直しを行いました。

用語解説

(*)エッセンシャルワーカーとは、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事を担っている人のことです。主に医療・福祉、農業、小売・販売、通信、公共交通機関など、社会生活を支える仕事をしている方々のことをいいます。

2 岡山市におけるこれまでの取組と課題

岡山市では、「渋染一揆」や「岡山県水平社」における先人の活動に加え、日本初の女性結社「岡山女子懇親会」の設立、わが国初の本格的孤児院「岡山孤児院」、点字ブロック発祥の地となるなど、これまで、人権にかかわる様々な先進的取組が行われてきました。

こうした岡山の歴史を踏まえ、本市では、平成13年に「岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての市民が、人権を尊重され、暮らしやすさを実感できるまちづくりを目指すこととしました。

その後、平成15年に人権教育・啓発の推進を図るため、「基本計画」を策定し、都度改訂を行いながら市民一人ひとりが、すべての人権課題が自分と無関係ではなく、自分自身に関わる問題であることに気づき、自らの課題として行動に移せることを基本目標に人権施策を行ってきました。これまで、女性、こども、高齢者、障害者、同和問題、外国人市民などの様々な差別や偏見の解消を目指した講演会や研修会などを定期的に行い、また、社会全体で人権を尊重し合い、一人ひとりの主体的な行動に結びつけられるよう、学校や事業者が実施する人権研修への講師派遣を行うなど、人権意識の高揚に努めています。

また、平成28年度に策定した岡山市第六次総合計画^(*3)では、さらなる人権意識の高揚を図るため、「誰もが個性と能力を発揮できる人権尊重の社会づくり」を目標にしています。また、平成30年度に策定した岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針では、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指しています。これらの目標を達成するため、国をはじめとする関係機関・団体等との連携を強化し、啓発活動を推進するとともに、市民との協働により、複雑化・多様化する人権課題の解決に向けさらなる取組を進め、効果的な人権施策の実施に努めることとしています。

その他、人権課題に対する市民の意識について、現状を把握し、今後の人権行政を推進していくため、平成15年から5年ごとに「市民意識調査」を実施しています。令和5年度に実施した調査では、「基本的な人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。」に対し、およそ9割が「知っている」と答えています。また、人権課題に関する言葉の認知度については、「バリアフリー」や「ハラスメント」に関するものは80%以上の人を知っていると答えており、また、

用語解説

^(*3)「総合計画」は、市の都市づくりを総合的・計画的に進めていくための最も重要な指針です。「第六次総合計画」では、「長期構想」の期間を平成28年度から令和7年度までの10年間とし、「都市づくりの基本方向」の一つとして「理解を深め合い、ともに築く市民主体のまちづくり」を掲げています。

すべての項目において前回の平成30年度調査を上回るなど、人権に関する知識としての認識が深まってきていることが明らかになりました。一方で「過去5～6年の間に、日本で人権が侵害されるようなことは、次第に少なくなってきたと思われませんか、あまり変わらないと思われませんか、それとも次第に多くなってきたと思われませんか。」に対しては、「あまり変わらない」という回答が43%と最も多いものの、多くなってきたとの回答が、26.1%となり、前回調査から6.8%増加する結果となっています。

LGBTQ^(*4)など性的マイノリティへの差別や偏見、カスタマーハラスメントやヤングケアラーといった課題、スマートフォン等の普及に伴い増加しているインターネット上での人権侵害、特にSNS上でのいじめや誹謗中傷などの問題も顕在化するなど人権課題が複雑化・多様化してきています。そのため、さらなる人権教育・啓発を推進していくために、幅広い視点でテーマを取り扱うことが必要となっています。



用語解説

(*4) レズビアン(Lesbian)のL、ゲイ(Gay)のG、バイセクシャル(Bisexual)のB、トランスジェンダー(Transgender)のT、クエスチョニング(Questioning)のQの頭文字をとった略称。性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われています。

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

人権教育とは「人権尊重の精神の涵養(時間をかけて、ていねいに養うこと)を目的とする教育活動」であり、人権啓発とは「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」を表しており、本市が行う人権教育・啓発はそれぞれの発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを身につけることができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、市民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行うことが求められます。

「差別」を生まない、生みにくい環境を整えるため、国籍や人種、宗教、性別、年齢、障害の有無、価値観などにかかわらず、一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性(ダイバーシティ)の尊重や社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)についての意識を醸成することが必要です。

一方、これまで「人権を侵害された人に対する救済や支援」の取り組みが中心でしたが、「人権を侵害した人に対する対処や支援」また、家族・学校・地域社会など、周囲にいる人の人権に対する理解を進めるといった観点も必要なことから、人権侵害が起きた場合、自分には関係ないとするのではなく、人権問題は身近な場所や日常生活の中に存在する問題と捉え、人権侵害を起こさない行動や態度に結び付けていくことも重要です。

令和5年度に実施した市民意識調査では、約7人に1人が人権侵害を受けたと感じており、依然として様々な人権課題が存在しています。岡山市第六次総合計画では、都市づくりの基本方向の一つとして「理解を深め合い、ともに築く市民主体のまちづくり」を掲げ、誰もが個人として等しく尊重され、個性と能力を発揮することができる社会の実現を目標としています。そのためには、市民一人ひとりが人権問題に関心をもち、自らの課題として、人権尊重についての理解と認識を深め主体的に行動することが重要です。

この「基本計画」は、岡山市第六次総合計画を踏まえ、下記の三つの社会を実現することを基本理念としています。

(1) 一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている固有のものであり、人間が人間らし

く生きていく基本的な権利です。個人の尊厳が尊重され、誰からも差別や偏見、暴力などを受けず、安全に安心して生きていける社会の実現を目指します。

(2) 一人ひとりが個性や能力を十分に発揮する機会を保障される社会

すべての人は平等であって、性別、年齢、国籍、障害の有無、社会的身分、門地、人種、信条などによって不当に差別されてはなりません。誰もが、一人ひとりの個性や能力、可能性を十分に発揮する機会を保障され、希望をもって暮らすことができる社会の実現を目指します。

(3) 違いを認め合い、多様性が尊重される社会

社会は、個性や価値観など多様性のある様々な人々で成り立っています。人権が尊重された社会を実現するためには、すべての人が、互いに違いを受け入れ、多様な文化や価値観を尊重することが必要です。一人ひとりの違いを認め合い、多様性を尊重し、ともに支えあう社会の実現を目指します。

2 基本事項

(1) 基本計画の性格

「人権教育・啓発推進法」第5条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と地方自治体の責務が記載されています。本計画は、この責務を果たすため、本市が人権教育・啓発を推進するうえでの基本的な考え方を示し、人権尊重の視点をもって取り組むべき施策の全体像を明らかにしたものです。基本計画の推進にあたっては、第4章に掲げる分野別施策の取組の施策の方向性に基づき、分野ごとに策定された個別計画との連携を図りながら、全庁的に総合的・計画的に取り組めます。

(2) 基本計画の期間

本市は、「人権教育・啓発推進法」第5条の規定により、平成15年に本基本計画を策定しました。今後も、5年毎に実施している市民意識調査の結果や社会経済状況の変化、計画の取組状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直すものとします。

(3) 人権教育・啓発推進の視点

人権教育・啓発の推進にあたっては、分野別等の個別的な視点からのアプローチとともに、基本的人権、法の下での平等などの普遍的な視点からのアプローチが重要であり、市民の人権意識の高揚を図るため、二つのアプローチに留意しながら、総合的な人権教育・啓発を推進する必要があります。

人権課題は、複雑化・多様化が進み、LGBTQ など性的マイノリティへの差別や偏見をはじめ、近年では社会問題化しているパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに加えカスタマーハラスメントといった新たなハラスメントの問題も生じています。また、特定の民族や国籍等に属する、個人や集団に対するヘイトスピーチ^(*5)や SNS をはじめとしたインターネット上でのいじめや誹謗中傷の問題など、より直接的な人権侵害の事象が顕在化してきています。

このようななか、誰もが個人として等しく尊重され、個性と能力を発揮することができる社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権問題に関心をもち、自らの課題として人権尊重についての理解と認識を深め、主体的に行動することが重要です。さらに、児童虐待、いじめ、DV(ドメスティック・バイオレンス)、SNS上での心ない誹謗中傷などにより、尊い命が奪われる事案が発生しています。このようなあってはならない人権侵害事案に対しては、行政だけの人権教育・啓発では限界があり、社会全体で取り組むことが必要であるとともに被害者が守られるべくその対処方法を周知しておくことも重要です。

用語解説

^(*5) 人種、国籍、宗教、性別、性的指向、障害などの特定の属性を有することを理由に、ある個人や集団をおとしめたり、暴力や誹謗中傷、差別的な行為を扇動したりするような言動を指します。

第3章 推進に関する基本的方針

1 様々な場における人権教育・啓発の支援

人権という普遍的文化を構築するためには、すべての市民が日常生活における様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めていくことが大切です。

このような観点から、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において、幅広い年齢層の方々が参加できるよう、人権教育・啓発を推進します。

社会全体で人権を尊重し合う意識の高揚を図り、市民一人ひとりの人権意識に根ざした人権感覚が主体的な態度や行動に結びつけられるような学習を進めます。

(1) 市職員に対する人権教育・研修

市政は市民生活と深い関わりがあり、市職員は人権侵害をしない、させないの両方の立場に立ち施策を進めていく必要があります。市民の目線に立った行政施策を実施するにあたり、基本理念を実現するためには、人権尊重という視点は必要不可欠です。また、SDGs(持続可能な開発目標)に掲げる「誰一人取り残さない」という視点も重要です。さらに、すべての職員が人権問題を正しく理解し、自分の課題として捉え、それぞれの分野においてその解決に向けて取り組むことが重要です。

市職員は、すべての業務が市民の基本的な人権に関係しているという認識をもち、人権尊重の理念を十分に理解して、業務を行う必要があります。業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。

岡山市では、新任者から管理職まで年齢や役職に応じた研修を行っていますが、その中で人権尊重の理念にもとづき、上記の趣旨を踏まえ、具体的に職務遂行の中で活かせる人権研修を必須事項として毎年度実施します。

加えて、本市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、各局区室主管課に「人権啓発推進員^(*6)」を、課相当の全職場に「人権啓発推進協力員^(*7)」を配置し、市が行うすべての事務事業を人権の視点から点検し、改善を行います。このため

用語解説

^(*6)^(*7)本市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するために、岡山市人権施策推進本部を設置しています。この推進本部に属する事務のうち、人権施策に関する具体的事項について調査・検討するとともに、各区局室における人権施策を推進することを目的として、各区局室主管課に人権啓発推進員を配置し、各課等の人権施策を推進することを目的として、課相当のすべての職場に人権啓発推進協力員を配置しています。

に必要な知識・意識の向上を目的として、「人権啓発推進員」、「人権啓発推進協力員」を対象に、様々な人権課題についての研修を実施します。

(2) 学校園における人権教育の推進

学校園においては、正しい知識と望ましい人権感覚に基づいて、自他の人権を守ろうとする意識や意欲をもったこどもを育成するため、人権教育担当者を配置し、人権教育の充実を図ります。「人権教育の指導法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」に基づき、岡山型一貫教育のなかでの就学前と小・中・義務教育学校との連携のなかで、幼児・児童生徒の発達段階に応じ、保育や教科等の指導、生徒指導、学級経営など教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学習活動、人間関係づくり、教育環境づくりに取り組みます。

就学前施設においては、乳幼児期が豊かな人間性を育てる重要な時期であるとの認識に立ち、人権尊重の精神の芽生えを促し、これを感性として育みます。

岡山市立学校においては、教科等のねらいや特質に応じて、人権教育を教育課程に適切に位置づけ、児童生徒が人権課題の解決を自らの課題とし、主体的に解決に向けて取り組む実践力や行動力を育成します。

また、教育活動全体を通じて、他の人の考えや気持ちを想像する力や共感的に理解する力、表現力、コミュニケーション能力、人間関係を調整する能力等を培います。取組を進めるにあたっては、学校園間や家庭、地域との連携を図ります。

学校園における人権教育の成果は、幼児・児童生徒の保育・教育活動にあたる教職員によるところが大きいことから、教職員がその職責を自覚し、人権尊重の精神に基づく実践的な指導力を向上させることのできる効果的な研修を実施します。

(3) 家庭における人権教育の支援

家庭における教育は、すべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通じ、乳幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、こどもに人格形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っています。

幼児期は、豊かな人間性を形成するうえで重要な時期であることから、動植物に親しみ、命や自然の大切さに気づかせ、豊かな感性の芽生えを促すなど、人権尊重の精神を育む関わりが大切です。

また、こどもが権利の主体であるという理念を保護者が認識し、こどもの権利を尊重するとともに、保護者自身が偏見をもたず、差別をしない、暴力をふるわないなど、日常生活のなかで人権を大切にする姿をこどもに示すことも重要です。

家族で参加できる啓発イベントの実施、子育て講座など学習機会の提供、相談体制の充実、子育て家庭への効果的な広報等、家庭教育に対する支援の充実に努めます。

(4) 地域社会における人権教育・啓発の支援

人権課題について市民一人ひとりの理解と認識を深めるためには、全市的取組と並行して地域密着型の啓発活動を展開することが重要です。そのため、国をはじめとする関係機関・団体等と連携し、学校における人権教育及び市民や事業者等への啓発活動を継続的に推進するとともに、様々な人権課題について学習することができる機会を提供するなどの支援に努め、人権意識の高揚を図ります。

学校においては、PTAなど学校運営に関わる保護者を対象とした研修会の推進や講演会・講座を開催し、学習機会の提供に努めます。

一方、市民に対しては、各区あるいは中学校区等を単位とし、多様化するライフスタイルに合わせてとともにテーマやターゲットを絞るなど効果的な講演会・映画会等の人権啓発事業の開催のほか、公民館や福祉交流プラザ^(*8)などを通じて啓発・広報活動に取り組み、また、実施にあたっては、企画・立案段階から地域の町内組織・市民団体等との協働を図るとともに、必要に応じて講師の紹介なども行い、環境整備等の側面支援をする市民主導型の事業運営を目指します。

(5) 企業等における人権教育・啓発の支援

企業等は、その企業活動等を通じて地域や市民と深い関わりあいがあり、市民生活に大きな影響力をもっており、近年、CSR(Corporate Social Responsibility=企業の社会的責任)という考え方が定着し、企業の社会的責任が高まっています。また、令和2(2020)年10月に政府が「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)を策定し、ビジネスと人権に関して企業への期待が表明されており、公正な採用選考^(*9)、適正な雇用管理、男女共同参画社会の実現、少子高齢化社会への対応、障害者の雇用促進、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの防止など、人権課題に関して企業等が果たすべき役割は、ますます大きくなっています。

用語解説

^(*8) 地域社会全体のなかで福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設。

^(*9) 憲法で規定されている「職業選択の自由」が実施されるためには、基本的人権を尊重した公正な採用選考が行われ、すべての人々の就職の機会均等が保障されることが必要です。「公正な採用選考」の一環として、従業員数が一定規模以上の事業所などについては「公正採用選考人権啓発推進員」の設置などの取組が進められています。

企業等において、人権課題が正しく理解され、公正な採用選考システムが確立されるよう、国や県の関係機関と連携し、研修会等を通じて働きかけを行います。

また、企業経営者及び公正採用選考人権啓発推進員等の担当者に対し、様々な人権課題について、研修会等を通じて啓発を行います。

さらに、企業内の人材育成支援のため、企業研修への講師派遣、資料や教材の提供等をとおして、人権尊重に向けた主体的取組に対する支援を行います。

2 人権教育・啓発の効果的な推進

多様な価値観が認められ、誰もが個性と能力を発揮できる人権が尊重された社会の実現は、行政からの一方的な取組のみでは困難です。市民一人ひとりが人権問題を自らの課題とし、理解と認識を深め、人権に対する意識の高揚を図り、具体的な態度や行動に示すことが必要です。

そのため、人権について関心をもった市民が学習する場の提供、学習内容の充実、効果的な啓発の推進を行います。地域社会において人権活動を推進していく高い人権意識をもった人材の育成を行うことで、市民自身が周囲の人々を教育・啓発していくことを目指します。また、本市の人権施策を総合的に推進するため、市内の市民団体等とのネットワークづくりに努めます。

(1) 学習の場の提供

様々な人権課題を解決し、より人権が尊重された社会を実現するために、あらゆる世代の市民を対象とした人権教育・啓発を行うことが重要です。幅広い市民が人権課題に対する見識を深め、人権感覚や人権課題の解決能力を高めることができるよう、生涯学習の視点に立った施策を通じて、誰もが気軽に人権について学習できる環境を整備していく必要があります。

そのために、地域に密着した公民館や福祉交流プラザ等を活用して、講演会、研修会、講座、イベント等を実施し、また、個別の人権課題を担当する部署においても、課題に応じた事業を実施することにより、人権に関する多様な学習機会の充実を図ります。

各種人権啓発事業の実施にあたっては、近年、複雑化・多様化している人権課題を考慮し、社会のニーズも把握しながら、幅広い市民の参加が得られるように、テーマ設定や実施方法などに工夫を加え、参加者の学習意欲を喚起するように努めます。

また、市の広報紙やホームページ、SNS、ラジオ等のマスメディア媒体の効果的な活用により、広く周知を図ります。

(2) 学習内容の充実

今日、急激な高齢化、国際化、情報化などの社会の変化に伴い、高齢者をとりまく問題、外国人市民に関する問題、インターネット上での人権侵害、特にSNS上でのいじめや誹謗中傷の問題などの人権課題が生じてきています。

また、個別の人権課題と他の課題が深い関わりをもつという人権課題の複合化も進んでいます。

例えば、パートナーからの暴力であるDV(ドメスティック・バイオレンス)の問題と、こどもに暴力をふるう児童虐待の問題が同時に起こっている場合があります。この問題の解決に向けては、男女共同参画やこどもの人権という個別的な視点と、個人の尊厳といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチが必要です。

このように複雑化・多様化する人権課題に対する理解を促進するため、人権教育・啓発の一層の充実に努めます。

(3) 効果的な啓発手法

令和5年度に実施した市民意識調査において、「人権問題に関する講演会、研修会などに参加したことがありますか」という設問に対し、参加したことがないとの回答が約50%となっていることから、引き続き、学校教育や市民啓発において、人権課題についての理解と共感を深めるために、以下の点に留意して取り組みます。

① 市民の理解度に応じた啓発

一般的に言えば、市民の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、家庭、学校、地域社会、職場などでの体験や経験などから人権尊重の視点を具体的に取り上げ、自分の課題としての気付きにつながるよう手法に創意工夫を凝らします。また、自らの意思に関係なく、日常生活の中で人権に触れられるよう工夫を図ります。

② 具体的な事例を活用した啓発

具体的な事例を取り上げ、当事者の立場に立って議論することは、啓発を受け人の心に迫りやすいという点で効果があります。ただし、その場に様々な立場の人がいることを想定し、十分に配慮した啓発を心掛けます。

③ 参加型・体験型の啓発

講演会の実施、人権啓発ビデオの放映等だけではなく、受講者が主体的・能動

的に参加できるよう、ワークショップ^(*10)や体験活動を積極的に研修に取り入れ、他の人と協働したり自ら体験したりすることをおして理解の深まりを実感できるよう企画を工夫します。

④ ニーズにあった情報発信

令和5年度に実施した市民意識調査において、「人権尊重の輪を広げるためには、特にどのような方法が効果が高いと思われるか」という設問に対し、「従来の講演会・研修会などの啓発イベントを開催すること」という回答の13.1%に対し、「SNS などインターネットを活用した啓発活動をする」という回答が29.5%と高くなっており、SNS の活用などニーズに合った効果的な啓発活動の実施に努めます。

(4) 人材の育成

人権問題は、家庭、地域、学校、職場等、社会生活のあらゆる場面で、形を変えながら繰り返し登場することから、人権感覚に優れ、指導力をもった人権啓発の担い手となりうる人材を育成することが重要です。

そのため、本市では、人権について関心のある市民を募り、計画的で継続性のある人権総合学習講座を実施することにより、受講者の人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、家庭、地域、職場など市民生活の様々な場面で人権尊重の推進者となる市民を養成します。そこで、講演会や研修会などの受動的なものはもとより、渋染一揆資料館^(*11)などの施設見学やワークショップなども取り入れ、受講者が自ら主体的に参加できるような参加型・体験型の研修を実施し、様々な場において人権教育・啓発を実践できるように支援します。

このような市民を通じて啓発活動のネットワークを広げ、より広範囲かつ効果的な市民協働による人権推進事業につなげます。

(5) 総合的なネットワークづくり

LGBTQ など性的マイノリティへの差別や偏見、スマートフォン等の普及に伴い増加しているインターネット上での人権侵害、特にSNS上でのいじめや誹謗中傷の問題が顕在化しているなか、あらゆる人権課題の解決を図るためには、分野別の方針・計画に基づき施策を推進してだけでなく、相互の関連性を視野に入れた総合的

用語解説

(*10) 参加者が一方的に聞くだけではなく、討論したり体験したりする参加体験型のグループ学習。

(*11) 渋染一揆に関する理解を深め、人権意識の向上に寄与するため、渋染一揆に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究等を行っています。

な取組が求められています。そのため、各局区室間の連携のもと、人権課題の総合的な取組を進めるため庁内ネットワークのための横断的組織である「岡山市人権施策推進本部」を活用します。

市内には、人権啓発活動を行っているNPO^(*12)や市民団体が多数存在します。これらの団体と積極的に連携を図り、市民参加による人権教育・啓発を推進するためのネットワークづくりを目指します。また、人権課題の解決に向けて、自主的な取組を行っている団体等に対して、人権啓発活動補助金^(*13)をとおして支援することにより、市民等との幅広い協働により、人権教育・啓発の推進を目指します。



(令和6年度人権啓発ポスター優秀作品より)

用語解説

^(*12) Non Profit Organization の略称。平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した法人のことをいい、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的としています。

^(*13) 自発的かつ自主的に行う営利を目的としない公益活動で、広く市民に人権尊重の理念を普及させ、市民の理解を深めることを目的とする活動に対して、100万円を上限として2分の1の範囲内を補助する制度。

第4章 分野別施策の取組

(1) こども

◆現状と課題

こどもの人権については「こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)」が国連で採択され、日本においても平成6年に批准されました。この条約は、こどもを権利の主体として位置づけ、基本的な考え方として、「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の4つの原則が示されました。その後、「児童虐待の防止等に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」、「岡山市子どもを虐待から守る条例」などが整備されてきました。

また、平成28年には「児童福祉法」が改正され、こどもが権利の主体であることが明記され、令和4年の同法改正では、児童相談所等は、支援を必要とする児童の意見聴取等の仕組みを整備することが定められました。

さらに、令和5年には「こども基本法」が施行され、「こどもの権利条約」の趣旨を踏まえた基本理念にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を推進することとされました。

こうした中、本市が令和5年に実施した調査によると、こどものいる世帯のうち、9～10世帯に1世帯は相対的に貧困な状況にあり、また、地域のつながりの希薄化、子育て家庭の孤立、インターネットの普及に伴う有害情報など、こどもを取り巻く環境には様々な課題があります。

本市では、児童虐待相談等については、こども総合相談所(児童相談所)^(*14)及び地域こども相談センター(市内6カ所の福祉事務所に設置)で対応してきましたが、虐待通告件数は令和4年に過去最多となっています。虐待の未然防止、早期発見・支援などにしっかりと取り組んでいく必要があります。

いじめ問題については、学校、地域、家庭等の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して、いじめが発生した場合の対処のみならず、いじめの防止や早期発見についても平素からの実行性のある取組を進めているところです。

用語解説

(*14) こどもたちが心身ともにすこやかに育ち、もてる力を最大限に発揮することができるよう、福祉や心理などの専門スタッフがこども(原則18才未満)に関する様々な相談に応じ、援助することを目的とする専門的な機関です。

また、不登校児童生徒への支援については、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っていますが、本市においても不登校児童生徒数が増加しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こどもや家庭が抱える困難や課題は、こどもの要因、保護者や家庭の要因、環境の要因などが複合的に重なり合っており、ヤングケアラー、いじめ、不登校、孤独・孤立など、様々な形で表れます。そのような複合的な課題を持つ家庭をサポートするためには、多機関が連携して対応する必要があります。

◆施策の方向性

家庭、学校園、地域社会などにおいて、こどもの権利が守られるように、こどもの権利について幅広く周知・啓発に取り組み、社会全体の理解促進を図ります。

また、こどもを対象とした施策の策定や実施にあたっては、施策の目的や内容、対象とするこどもの年齢や発達の程度に応じて、当事者であるこどもが自分の意見を表明できるように、こどもの意見を聴取する機会の充実に努めます。

様々な要因により、複合的な課題を持つこどもや家庭の中には、困っていても SOS を出すことができない、必要な情報が届きにくいケースがあることから、教育・福祉・保健等の関係機関や民間団体、民生委員・児童委員、主任児童委員など地域住民との協働のもと、支援が必要なこどもや家庭の早期発見に努め、社会から孤立することがないように、必要な支援につなげていきます。

相談支援体制の充実に努めるため、虐待予防から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、もれなく対応することも家庭センターを設置します。

ヤングケアラーについては、地域や学校、こども本人に対する啓発を行うとともに、実態調査によって支援が必要なヤングケアラーの把握に努め、適切な支援に早くつなげます。

児童養護施設や里親等を必要とするこどもについては、里親制度や未成年後見人制度^(※15)など様々な制度や相談対応機関の周知を図るとともに、利用するこどもに対しては、意見を表明する権利を保障し、聴取したこどもの意見を養育環境の改善等に役立てます。

こどもの貧困対策については、貧困をその家庭の責任と捉えず、社会全体で受け止めて取り組むことを基本理念として、こどもや家庭の孤立を防ぎ、早期の支援につなげることが重要です。すべてのこどもが希望をもって成長できるよう、妊娠・出産期からライフステージに応じて切れ目なく、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労と経済的

用語解説

^(※15)親権を行う者のいない未成年者の財産管理、契約等の法律行為を行うだけでなく、看護及び教育を行う権利義務を負っており、こどもを権利侵害から保護するうえで重要な役割を担っています。

な支援を実施します。

問題行動及び不登校の課題に対応するためには、学校や地域社会において、児童生徒のあたたかい人間関係を育み、絆を深める集団づくりによって、一人一人の居場所づくりに努めるとともに共に支え合い成長し合う環境を築いていくことが必要です。そこで、教職員を対象とした、より専門的な研修の充実に努め、教職員の資質向上を図ります。

また、生徒指導体制や教育相談体制を確立するための人員配置に努め、一人一人の良さを生かす積極的な生徒指導の推進を図るとともに、関係機関との連携を推進します。



(2) 女性

◆現状と課題

本市では、一人ひとりの人権が尊重され、性別等にかかわらず誰もが個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指し、平成13年に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」(さんかく条例)を制定し、条例で規定する基本計画(さんかくプラン)に基づき、市民と事業者等との協働により様々な取組を進めてきました。

平成29年度から令和3年度までの5か年を計画期間とする「第4次さんかくプラン」では、固定的な性別役割分担の解消やDV(ドメスティック・バイオレンス)^(*16)対策への取組とともに、平成27年に施行した女性活躍推進法に基づき、女性活躍やワーク・ライフ・バランス^(*17)の推進に取り組んできました。

岡山市市民意識調査の経年変化では、「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るもの」といった固定的な性別役割分担意識について、否定的な回答をした人の割合は徐々に増加しつつあるものの、令和5年度の調査でも約7割にとどまっており、女性に比べて男性に性別役割分担意識が残っている結果となっています。また、令和5年度に実施した市民意識調査でも、女性に関し起きていると思う人権問題では、「男女の固定的な役割分担意識(『男は仕事、女は家庭』など)を他の人に押しつけること」との回答が前回調査を上回り5割以上と高くなっており、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は家庭や職場等様々な場面でまだまだ根強く残っており、その解消に向けては、一人ひとりがそのことに気づくことが重要です。

DV、性犯罪、ストーカーなどの暴力や、セクハラ(セクシュアルハラスメント)、妊娠・出産に関するいやがらせなど、暴力やハラスメントは深刻な社会問題となっています。男性の被害者もいますが、相談機関への相談や暴行・傷害事件などの被害者の多くは女性が占めています。その背景には、女性の人権を軽視する男尊女卑の考え方や固定的な性別役割分担意識、男女間の経済的な格差など、単に個人の問題ではなく社会全体で取り組むべき課題があります。

コロナ禍において、非正規雇用労働者の失業、DVの増加・深刻化など、女性に厳しい社会であることが改めて浮き彫りになりました。また、SNS等に起因する性犯

用語解説

^(*16) 配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者からの暴力。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力(大声で怒鳴る、暴言など)、性的暴力(性的行為の強要など)、社会的暴力(電話、メールのチェック、行動の制限など)、経済的暴力(生活費を渡さないなど)があります。

^(*17) 仕事をもつ人が、やりがいをもって働きながら、家庭や地域においても充実した生活を送り、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できること。

罪・性暴力の被害が増加し、若年層への性被害防止対策の必要性が高まっており、早い時期から発達段階に応じた啓発が必要です。

令和2年度に実施したワーク・ライフ・バランスについての意識調査では、男女ともに「仕事」と「家庭生活」を優先したいと希望している人が多いですが、現実には、女性は「家庭生活」を、男性は「仕事」を優先している回答が多い結果となっており、意識は変わってきていますが、実態が伴っていません。また、令和3年度に実施した女性活躍についての企業調査では、市内企業の課長相当職の女性割合は、1割程度に留まっています。

このため、令和4年3月に策定した「第5次さんかくプラン」では、これまでの取組や課題を踏まえて、性暴力・DVの根絶、男性のより一層の家事・育児への参画、女性も男性も働きやすい雇用環境の充実などを重点課題と考え、施策を推進していくこととしています。

また、女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など複雑化、多様化、複合化する中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に成立し、令和6年4月に施行されたことを受け、困難な問題を抱える女性の意思を尊重しながら、民間団体との協働により必要な支援を早期から切れ目なく提供する体制づくりが必要です。

◆施策の方向性

男女共同参画社会の形成がいまだに十分でない要因として、その根底に固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があることから、幼少期から性別等に基づく固定概念を生じさせないよう、身近なこととして無意識の偏見を認識する学習や啓発などに引き続き粘り強く取り組んでいきます。

非正規雇用労働者に占める女性の割合の高さが、女性の貧困や男女の待遇面や賃金格差の一因にもなっています。女性の非正規雇用労働者や困難な状況に置かれている女性に対して、就業・生活面などの環境整備や支援を行います。また、DVや性被害・性暴力、セクハラなど女性に対する暴力の根絶に向けて、大学生など若い世代も含め、市民や企業等を対象とした講演会や出前講座等を実施し、啓発に取り組むとともに、警察や医療機関、学校、NPO、地域団体等関係機関と連携し、DV等の被害者の保護や相談体制の充実、自立に向けた切れ目のない支援を行います。

災害等の非常時には、平時にも増して家事・育児・介護等が女性に集中したり、DVや性被害・性暴力等の増加が危惧されることから、平時から固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに災害への備えや災害時の対応の取組にも男女共

同参画の視点を取り入れる必要があります。また、地域での防災活動を担う自主防災組織等の方針決定過程への女性の参画拡大を促進します。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、特に企業の経営者や管理職に意識改革を図るとともに、社会全体の意識を高めるため広く市民に啓発を進め、男性の育児・介護休業取得や育児・介護の参画促進の支援をはじめ、男性の家庭生活への参画促進に向けた様々な啓発に取り組めます。

また、令和7年度から令和13年度までを計画期間とする「岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画」に基づき、困難な問題を抱える女性が自らの意思や意見を決定し、表明できるように支援する体制を整え、本人の意思に寄り添った支援を行い、必要な支援を切れ目なく提供できる体制の構築や民間団体との協働・連携の推進などに取り組めます。

法律上、夫婦同姓が義務付けられていますが、様々な理由によって、現行の婚姻制度を選択しない方に対しても岡山市パートナーシップ宣誓制度の対象とすることにしており、今後も多様な選択を支援していきます。



(3) 高齢者

◆現状と課題

我が国の高齢化が進行する中、本市における高齢者人口は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には約19万人、高齢化率27.4%に、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎えることが予想される令和22(2040)年には約20万7千人、高齢化率32.3%になると見込まれています。

こうした高齢化の進展に伴い、要介護高齢者・認知症の高齢者や、高齢者の単身世帯・夫婦のみの世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者の増加により、高齢者が地域社会から孤立したり、高齢者介護に関するトラブルや詐欺被害・消費者被害などが発生しています。また、認知症の高齢者等への偏見や病気への無理解、認知症を理由とする不当な差別的取扱いなどによる社会参加や自立の制限、高齢者への虐待など、共生社会の実現に向け様々な現状が存在しています。

高齢者が置かれている環境は一人ひとり皆異なっていますが、このような問題に周囲が早めに気づき相談窓口につないでいくなど、地域での見守りが必要となっています。

◆施策の方向性

本市では、高齢者が地域社会で生きがいを持って活躍し、健康寿命の延伸や介護予防にも主体的に取り組み、医療や介護が必要になっても、培ってきた地域や人とのつながりを保ちつつ、自分らしい生活を人生の最後まで安心して続けられるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う、「健康・福祉」の包括的な支援体制(地域包括ケアシステム^(*18))の構築を進めています。「岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、「住み慣れた地域で支え合い誰もがよりよく生きる「健康・福祉」のまち(地域包括ケアシステムの深化・推進)」を基本理念とし、三つの基本目標「地域とつながり、誰もが生きがいを持ち活躍できる環境づくり」、「心身の状態改善、健康寿命の延伸につながるサービスの充実」、「医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり」を定め、様々な取組を進めています。

高齢者の人権の問題は、高齢者が自立し、生きがいをもって過ごす暮らしが妨げられることや、介護者等による身体的・心理的・経済的虐待など、人間の尊厳に関わるものです。

用語解説

(*18) 一人ひとりの暮らし方に合った住まいを中心に、医療や介護、予防だけでなく、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが一体的に提供される地域の仕組み。

高齢者が介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らすことができるように、医療・介護の連携や高齢者の社会参加、認知症対策を進め、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。地域においては、関係団体、民間企業等との連携・協力による地域での見守りや支え合いの仕組みづくりの取組を進めます。また、高齢者などの交通弱者が、便利・快適に利用できる交通体系を築きます。

高齢者を虐待から守るためには、地域包括支援センター^(*19)や行政機関、関係機関が連携して、高齢者虐待の早期発見・早期対応、介護者も含めた支援に努めていくとともに、虐待防止に向けた普及・啓発活動の充実や施設・事業所における虐待防止の徹底を図ります。

身体の状態や判断能力が低下した高齢者など、権利擁護が必要な場合には、岡山市成年後見センターを介して、市長申立など、成年後見制度^(*20)を有効に活用できるよう支援していくとともに、消費者被害の防止に向けた取組を進めます。

また、高齢者のニーズを踏まえた就労支援を行ったり、地域活動や交流の場への参加を促すなど、高齢者が地域とつながり、いつまでも自分らしく生きがいを持って活躍できる環境づくりに取り組みます。

認知症の高齢者への対策については、認知症施策の指針である「岡山市版オレンジプラン^(*21)」に基づき、「早期発見・早期診断」、「保健・医療・福祉・介護等のネットワークの構築」、「認知症の人と家族への支援の強化」、「地域の見守り体制の充実・強化」を重点として取組を進めてきました。今後は、令和6年1月に施行された「共生社会実現を推進するための認知症基本法」の定める基本理念に沿って認知症に対する正しい理解の醸成や相談・支援の充実を図り、認知症の高齢者と家族が地域で安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

学校においては、高齢者を敬愛する心を育てるとともに、介護、福祉の問題等高齢社会に関する基礎的な理解を深める教育を推進します。

用語解説

^(*19) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、必要な援助、支援を包括的に行う地域の中核機関。

^(*20) 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。

^(*21) 認知症の人とその家族が地域で安心して生活できる仕組みづくりに向けての指針。

(4) 障害のある人

◆現状と課題

「障害者基本法」では、すべての国民が、障害の有無に関係なく、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるという理念のもとに、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現が謳われています。

しかし、現在の社会においては、障害や障害者への偏見や無理解、障害を理由とする不当な差別的取扱いなどによる社会参加や自立の制限、障害者への虐待など、共生社会の実現に向け様々な現状が存在しています。

国では平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成23年の「障害者基本法」改正、平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、平成25年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行、同年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定などの様々な法整備を行い、同条約を平成26年に批准しました。

本市では、令和3年度から令和8年度の6年間を計画期間とする「岡山市障害者プラン」を策定し、「障害のある人もない人も共に支えあって暮らすまちづくり」、「障害のある人の社会参加と自立の促進」、「障害を理由とする差別や社会的障壁の解消」を基本理念としながら障害者施策全般を推進しています。

また、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期岡山市障害福祉計画・第3期岡山市障害児福祉計画」を「岡山市障害者プラン」と一体的に策定し、障害者の日常生活や社会生活にとって身近で特に重要な障害福祉サービス等について、必要なサービスの確保と充実を推進していきます。引き続き、一人ひとりのライフステージに沿った支援を提供する体制の構築を目指します。

◆施策の方向性

障害者が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていけるよう、障害福祉サービス等の整備を進め、相談支援体制の充実を図ります。障害者が日常生活や社会生活を送るうえで必要なサービスや支援を受けられる体制の整備を進め、福祉施設や病院から地域生活への移行と定着を促進します。

障害者の尊厳や権利を擁護し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すため、障害に対する理解を広める啓発事業や交流事業等を行い、心のバリアフリーを推進します。

また、当事者会、家族会等の育成とともに、互いの交流や地域住民との交流を行う活動を支援します。

障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮^(*22)の提供に向けた取組を進めるために、地域住民や事業所への合理的配慮についての周知、職員対応要領の周知、障害者差別解消支援地域協議会での協議等、差別の解消に向けて取り組んでいきます。

障害者への虐待の防止と早期発見に努め、障害者虐待防止法の周知を図るとともに、虐待発生時には迅速な対応を行います。障害者の権利擁護では成年後見制度の周知を図り、障害者の財産や権利を保護するために、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、本人の意思を尊重した制度利用の支援を行います。

また、精神科病院に入院している方には、入院者訪問支援事業^(*23)を実施し、訪問支援員の養成・登録・派遣等の体制整備、電話相談・訪問相談を通じて、患者の立場に立った権利擁護を行います。

障害者とその能力や個性を発揮して社会参加し、生きがいをもって地域で自立した生活が営めるよう、就労の場の確保と職場への定着の推進や所得の向上、スポーツ・余暇活動などの充実を図ります。また、障害のある人などの交通弱者が、便利・快適に利用できる交通体系を築きます。

学校では、支援や配慮を必要とする子どもが安心して学校生活を送れるよう校内支援体制の充実に取り組めます。また、障害者への理解と支え合う心を育てるために、ねらいを明確にした交流及び共同学習を積極的に進めます。さらに、すべての子どもたちの将来の自立に向けた社会的資質や適応力を高めるために、特別支援教育の視点を生かした授業づくりに取り組めます。これらの取組をとおして、子どもたちの絆づくり、心の居場所づくりに努めることで共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指します。

用語解説

^(*22)行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うにあたり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利・利益を侵害することにならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担の過重ではないもの。

^(*23)精神保健福祉法改正により令和6年4月から法制化された事業。精神科病院で入院治療を受けている者については、外部との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、患者の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。なお、本市はモデル事業として令和5年度から全国に先駆けて取り組んでいる。

(5) 同和問題

◆現状と課題

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活で様々な差別を受けるなどの我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、昭和40(1965)年の同和対策審議会答申において、「(同和問題は)日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」また、「部落差別が現存するかぎり同和行政は積極的に推進されなければならない」との認識が示されました。この同和対策審議会答申を受けて、昭和44(1969)年に制定された「同和対策事業特別措置法」をはじめ、「地域改善対策特別措置法」や「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下あわせて「特別法」という。)に基づき、33年間にわたり、同和問題の早期解決のための諸施策を積極的に推進しました。こうした行政の取組と人々の努力によって、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されました。

平成14(2002)年3月末に特別法に基づく同和対策がすべて終了し、その後は、一般対策において同和問題の解決に向け取り組んでいます。市民や行政の不断の努力によって同和問題についての理解と認識も進み、同和問題は解決に向かってはいますが、令和5年度に実施した市民意識調査で「同和問題に関し、現在、特にどのような人権問題が起きていると思われるか、あなたが、見たり、聞いたり、体験したりしたことを選んでください」という問いに対して、結婚や交際(令和5年度から追加)について周囲の反対を受けるとの回答があり、また、インターネット上には、特定の地域を指して、部落差別を助長するような識別情報が一部の人によって掲載されるなどしており、差別意識の解消が課題です。

また、法務省の調査では、同和問題の解決を阻害するえせ同和行為^(*24)の被害は、減少しているものの依然として発生しています。

用語解説

^(*24) 同和問題を口実にして、行政機関・企業、個人に不当な要求や不法な行為などを行い、利益や利権を得ようとするもので、例としては、同和問題に関する本や物品を購入するように迫る、特定の団体への寄付金や賛助金を強く求める、工事などの下請けに参入させるよう要求する、といったことがあげられます。

◆施策の方向性

平成28(2016)年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」が示している、なお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って、部落差別の状況が変化していることを踏まえ、差別は許されないものであるとの認識の下、引き続き、差別のない社会の実現を目指します。また、インターネット上の掲示板等への悪質な書き込みなどの人権侵害に当たる行為を許さない社会づくりや、人権意識の高揚に向けて、人権教育・啓発の取組を一層進めます。

本市では、我が国固有の差別問題である同和問題を重要な人権課題として捉え、今後とも、国、県、関係機関・団体等と連携して、差別意識解消の取組を進めるとともに、市職員に向けては、施策を進めるうえで市民との関わりも多いことから自己の意識を振り返り再認識や気付きにつながるよう、引き続き研修を実施し、人権意識の向上を図っていきます。

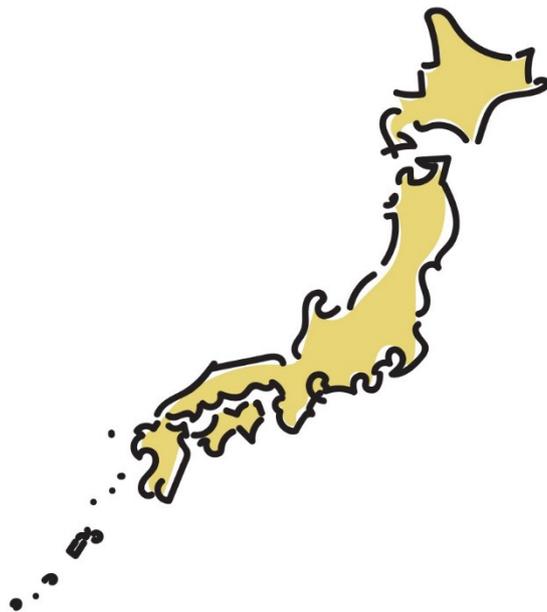
令和5年度に実施した市民意識調査では、同和問題解決に必要なこととして、「人権教育・啓発広報活動を推進する」との回答割合が最も高いことから、差別意識を解消し、一人ひとりが同和問題についての理解と認識が深められるよう、江戸時代末期の安政3(1856)年、岡山藩が出した不当な「お触書」に対して被差別部落の人々が一切の暴力を用いず、人間の尊厳を守り抜いた「渋染一揆」について学習できる「渋染一揆資料館」を活用するとともに、人間の尊厳と平等を求めて、「人の世に熱あれ 人間に光あれ」と読み上げられた水平社宣言から100年余、幾多の困難を乗り越えてきた水平社の歩みを学ぶことで、人間の尊厳を大切にした日常生活でいかせる人権感覚を養っていきます。具体的には市の広報紙やホームページ、SNS、ラジオ等のマスメディア媒体を活用した啓発はもちろんのこと、パネル展、ワークショップなど市民が参加・体験でき市民の感性に訴えかけられる啓発を実施していきます。

学校においては、これまで積み上げられてきた成果を踏まえ、人権尊重の理念に基づく教育を推進するとともに、児童・生徒の発達段階に応じて、同和問題についての正しい理解を深める教育ができるよう教職員に対する研修を実施し、差別を許さない集団づくりに努めます。また、PTAなど学校運営に関わる保護者を対象とした研修の実施をとおして、家庭教育との連携を図りながら、人権意識の高揚に努めます。

職業選択の自由は、日本国憲法で保障されている基本的人権の一つです。応募者の適性と能力に基づいて公正な採用選考を行い、すべての人々の就職の機会均等が保障されなければなりません。このため、岡山労働局、岡山公共職業安定所、岡山県と共催で、公正採用選考人権啓発推進員・経営者のための研修を行います。

社会福祉施設である福祉交流プラザにおいては、地域社会全体のなかでの福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権相談などの人権課題解決のための各種事業を総合的に行います。

同和問題の解決を口実にして不当な寄付を要求したり、電話などで高額な図書の購入を迫ったりする行為などのえせ同和行為については、えせ同和行為対策関係機関連絡会議において、情報交換し対応を協議するとともに、国、県や関係機関等と連携し、その排除に向けて取り組みます。



(6)外国人市民

◆現状と課題

国際化の進展を背景に、本市で暮らす外国人市民の数は年々増加し、令和6年6月末現在15,854人、全人口に占める割合は2.28%であり、在留資格別では留学19.2%、永住者18.1%、技能実習17.3%、その他45.4%となっています。

また、日本国籍を保有していても、両親のいずれかが外国籍である子や海外からの帰国者、帰化による日本国籍取得者など、異なる文化を背景に生活している人々が増えています。

こうしたなか、地域社会においては、言語、文化、生活習慣、価値観の相違等に起因する様々な問題が生じています。

一方、国全体に目を向ければ、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ^(※25)が社会問題化しています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねないものであり、決して許されるものではありません。

平成28年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、本邦外出身者またはその子孫に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進していくことが定められました。

本市では、3度の改訂を経て、令和6年度から令和10年度を計画期間とする「第4次岡山市多文化共生社会推進プラン」において「互いのちがいを認め、支えあい共に築く多文化共生のまち岡山を目指して」を基本理念として、多文化共生社会の実現を推進しています。

◆施策の方向性

外国人市民を含むすべての市民の人権が尊重され、一人ひとりが地域社会の一員として安心して暮らし、いきいきと活躍できる多文化共生の地域づくりを進めていくためには、国籍・民族、文化・生活習慣等の相違について理解を深め、互いに多様な考え方や価値観を認め合うことが必要です。

そのため、外国人市民と直接ふれあう市民交流や異文化体験交流事業、諸外国の文化・生活習慣などを紹介する事業等の実施を通じて、多様な文化を認め合う国際的視野に立った人権尊重の意識づくりに努めます。

用語解説

(※25) 人種、国籍、宗教、性別、性的指向、障害などの特定の属性を有することを理由に、ある個人や集団をおとしめたり、暴力や誹謗中傷、差別的な行為を扇動したりするような言動を指します。

また、外国人市民が抱える諸問題を解決するため、コミュニケーション支援や生活支援等に取り組むとともに、外国人市民が地域社会の構成員として認められ、積極的にまちづくりに参加することができる環境づくりに努めます。岡山市外国人総合相談窓口においては、より多くの外国人が母国語で安心して相談できるように「多言語テレビ通訳サービス」を導入し、外国人市民サービスを向上していきます。さらに、令和6年4月に策定した岡山市日本語教育基本方針に基づき、岡山市における日本語教育を推進することにより、本市で生活をおくる外国人市民が日本語を学ぶ環境を提供し、安心して快適に暮らせるような岡山市を目指します。学校においては、日本語の能力が十分でない帰国・外国人児童生徒等に対して、日本語指導を実施します。



(7)感染症等

ア 新興・再興感染症

◆現状と課題

新型コロナウイルス感染症発生時には、未知であるがゆえに、人々の不安や分断を引き起こし、感染した人やその家族、医療従事者、エッセンシャルワーカー^(*26)に対する差別的な取り扱いや、感染が発生した事業所や施設に対する誹謗中傷が起きました。

インターネット上でも、違法な情報や有害な情報、特定の個人に対する誹謗中傷の書き込みが見られるとともに、新型コロナウイルス感染症の社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷が見られました。

◆施策の方向性

本市では、岡山市感染症予防計画に従い、適切な情報の公表、正しい知識の普及を行うとともに、感染症のまん延防止のための措置を行うにあたっては患者等の人権を尊重します。

また、患者等のプライバシーを保護するため、報道機関に提供する情報を真に感染症のまん延防止に必要なものに止め、個人情報に注意を払い患者等が差別を受けないよう努めます。

イ ハンセン病患者・回復者

◆現状と課題

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症ですが、感染力は弱く、たとえ感染しても発病することはまれです。現在では早期発見と適切な治療で、障害を残すことなく確実に治癒します。しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和6年の「らい予防法」により、患者は療養所に強制隔離され、家族も厳しい差別と偏見にさらされました。

平成8年に「らい予防法」が廃止された後も、入所者の多くが高齢化していることなどもあり、療養所で生涯を過ごさざるを得ない状況にあります。

用語解説

^(*26)エッセンシャルワーカーとは、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事を担っている人のことです。主に医療・福祉、農業、小売・販売、通信、公共交通機関など、社会生活を支える仕事をしている方々のことをいいます。

平成13年に国の強制隔離政策に関する違憲判決が出されたことが契機となり、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、一定の被害の救済が図られました。平成20年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、国に入所者等への医療体制の整備や、社会復帰の支援、名誉回復の措置等が義務づけられたほか、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、入所者の意見を尊重したうえで、療養所の土地・設備等を地域住民等が利用できるようになりました。

そして、令和元年には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病回復者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になるなど、多大な苦痛と苦難を長年にわたり強いられてきたことに対し補償金が支給されることになりました。

岡山県内には、長島に国立療養所長島愛生園・邑久光明園^(*27)があり、本市では両園の施設を見学し、ハンセン病の歴史を学ぶとともに、入所者との交流に取り組んでいます。

◆施策の方向性

ハンセン病患者・回復者やその家族が偏見や差別で苦しむことがないように、ハンセン病に対する正しい知識を持ち理解することが必要です。ハンセン病に対する理解と認識を深め、差別や偏見をなくすために啓発等を行います。

また、学校においては、児童・生徒のハンセン病問題に関する正しい理解と認識を深める教育を進めます。

ウ HIV感染者等

◆現状と課題

エイズ動向委員会の発表によると、令和5年のHIV感染者・エイズ患者^(*28)新規報告数(速報値)は全国で960件で、6年連続の減少から増加に転じ、累計は35、

用語解説

^(*27) 両園とも岡山県瀬戸内市の長島にある国立ハンセン病療養所。長島愛生園は日本で最初の国立ハンセン病療養所として、昭和5年に設立されました。また、邑久光明園は明治42年に、大阪府に設立された「外島保養院」が室戸台風で壊滅したため、昭和14年に、長島に再建されました。

^(*28) エイズ(後天性免疫不全症候群)とは、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染によって免疫力が低下し、その結果、さまざまな感染症にかかり(日和見感染といいます。)症状が出た状態をいいます。HIV感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認されていますが、エイズを発症していない状態の人をいいます。HIVに感染しても、すぐにエイズを発症するわけではなく、免疫機能が低下して、厚生労働省の指定する23の合併症がみられたときに、はじめてエイズと診断されます。現在はHIVに感染しても、様々な治療薬が出ており、きちんと服薬することでエイズ発症を予防することが可能になっています。

000件を超えました。近年減少傾向にあったHIV感染者・エイズ患者新規報告数の再増加は、新型コロナウイルス感染症の流行以降減っていた保健所などでの検査件数が回復した影響も考えられますが、動向を今後も注視する必要があります。診断時に既にエイズを発症している割合は、全国で約3割、岡山県では約半数を超えており、感染予防に関する意識不足や早期発見のための検査機会を逸していると考えられます。同時に、患者・感染者に対する偏見・差別も依然として存在しています。

◆施策の方向性

病気に対する正しい知識の普及に努めることで、偏見や差別意識の払拭を図ります。その一例として、近年世界的に提唱されている、U=U(ユーイコールユー)^(*29)のメッセージの普及に努めます。



用語解説

^(*29)効果的な治療を続けて血液中の HIV 量が検出限界値未満(Undetectable)に抑えられている HIV 陽性者からは、性行為によって他の人に HIV が感染することはないという(Untransmittable)という、科学的に根拠づけられたメッセージです。

(8) 犯罪被害者等

◆現状と課題

犯罪被害者やその家族または遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は犯罪等により生命を奪われる(家族を失う)、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、精神的にも大きな深い傷を受けます。また、捜査や裁判での精神的・時間的負担や、近隣や知人の無責任な言動やうわさ話、マスコミ等の報道による新たな精神的被害(二次的被害)を受ける場合も多くあります。

こうした犯罪被害者等の権利利益保護を図るため、平成17年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。また、この法律に基づいて、国において同年に「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害給付制度の拡充や損害賠償命令制度の創設等が図られました。令和3年には犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指した「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

本市においては平成23年に「岡山市犯罪被害者等基本条例」(以下「基本条例」という。)を施行し、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う「岡山市犯罪被害者等総合相談窓口(ワンストップ窓口)」を設置するとともに、犯罪被害者等支援金の支給や住居の提供など日常生活の支援に関する施策を設け、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を行っています。

しかし、現在の社会では、犯罪被害者等の抱える困難や課題について十分理解されているとはいえ、周りからの偏見や無関心などにより犯罪被害者等は社会的に孤立し、支援に関する情報も届きにくい現状があります。そのため、犯罪被害者等に対する市民の理解の増進を図ることで、犯罪被害者等に対して適切な配慮や支援がなされ、犯罪被害者等の尊厳が守られる社会づくりが求められています。

◆施策の方向性

基本条例(第3条)の「途切れることのない支援」、「関係機関との連携・協力」を基本原則に、犯罪被害者等が被った心身の苦痛、生活上の不利益等の軽減及び回復を図るための各種施策を推進します。

また、岡山県警察の犯罪被害者支援室や民間の支援団体をはじめ、様々な機関と連携しながら支援に取り組みます。そのなかで、民間の支援団体である「公益社団法人被害者サポートセンターおかやま」とは、共同で毎年市民に犯罪被害者の実情とその支援について広く知ってもらうための啓発イベントを開催するとともに、犯罪

被害者等支援の関連部署の職員向け研修を依頼するなど、お互いに連携しながら犯罪被害者等支援に取り組んでいます。

犯罪被害者等の人権が尊重される社会をつくるためには、人々が犯罪被害者の置かれている状況や犯罪被害者等の支援について理解を深めることが必要なことから、様々な機会をとおして市民への啓発に積極的に取り組みます。



(9) 性的マイノリティ

◆現状と課題

性的マイノリティ(セクシュアルマイノリティ)とは、同性愛や両性愛の性的指向をもつ人や、性の自己認識「こころの性」と生物学的な性「からだの性」が一致していない人など、性のあり方(セクシュアリティ)において、いわゆる少数派である人の総称で、LGBTQ^(*30)とも呼ばれています。また最近では、性的指向と性の自己認識の視点で性の多様性を表す言葉としてSOGI^(*31)という呼称も使われています。様々な調査から、わが国では人口の約10^(*32)%が性的マイノリティであると推定されています。

性的マイノリティの人の中には、自分の性のあり方について違和感等をもっているも、家族や友人に打ち明けることなくひとり悩み続けたり、社会的に孤立している人や、正しい理解がされていないことから差別や偏見を受け、生きづらさを感じている人が多くいます。また、岡山市が令和5年度に実施した市民意識調査の結果では、性的マイノリティに関し起きていると思う人権問題として、「性的指向及び性別違和のある人に対する理解が不足していること」、「差別的な言動を受けること」との回答が4割前後、「職場・学校で、いやがらせやいじめを受けること」との回答が3割以上と高く、多様な性についての理解の不足による人権侵害が問題としてあがっています。

国においては令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立・施行され、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念が示されました。

同性パートナーの関係において裁判所で氏の変更を認められるなどの動きも出ていますが、同性カップルの婚姻が法的に認められていないため、社会保障や相続の問題が生じており、日常生活においても病院での面会や、賃貸住宅に入居できないといった問題、子育てや福利厚生面も含めて、様々な困難に直面しています。

学校においては、教職員自身が性的マイノリティの児童生徒に関する理解を深め、悩みや不安に寄り添い、児童生徒に対して更衣を保健室で行ったり、職員用トイレの使用を認めたりするなどの支援を行っています。

用語解説

^(*30) レズビアン(Lesbian)のL、ゲイ(Gay)のG、バイセクシャル(Bisexual)のB、トランスジェンダー(Transgender)のT、クエスチョニング(Questioning)のQの頭文字をとった略称。性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われています。

^(*31) Sexual Orientation(性的指向)and Gender Identity(性自認)の略語で、すべての人を含めて考えることができる概念。「LGBTQ」の表現にあてはまらないと感じる人々に配慮した表現として、性的マイノリティと同じ意味で使用される場合もあります。

^(*32) 2023年に電通が行ったLGBTQ+調査を参考とした数字。

岡山市では岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例(平成31年4月改正)に定められた基本理念に基づき、性的マイノリティの人たちに寄り添うことを目的として、令和2年7月から岡山市パートナーシップ宣誓制度^(※33)を開始しており、これまで一定数の同性カップルの方が宣誓しており、県内においても制度の導入が加速されていることから当事者の方たちの手続きの負担を軽減するため連携の拡大に努めています。

また、市民・職員を対象とした「LGBTQ 支援者(アライ)の見える化のための研修」に取り組んでいますが、市民意識調査では42.7%の人が「性的指向及び性別違和のある人に対する理解が不足していること」と回答するなど、社会的に理解が深まっているとは言い難い状況となっています。

◆施策の方向性

誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会が望まれています。そのため多様な性のあり方に関する正しい知識を理解するための講演会やイベントの開催、啓発資料の配布等により市民や企業等への啓発に取り組みます。また、相談案内カードの作成など当事者が安心して相談できる体制づくりや相談窓口担当者の質の向上を目指した研修に取り組みます。さらに、当事者団体との定期的な意見交換を実施するとともに、パートナーシップ宣誓制度の周知やサービスの拡大、各自治体との相互利用連携の拡大を図るなどの取組を進めていきます。

学校においては、「性の多様性」や「自他の性の尊重」を扱った研修を引き続き実施し、さらに市民協働推進モデル事業で作成した資料等を活用することで性的マイノリティについての理解を深め、悩みや不安を抱える児童生徒に対する相談・支援体制を充実します。また、日頃から多様性を尊重する心を育む教育を推進します。

本市では、誰もが個性と能力を十分に発揮でき、多様性を認め合う社会の実現を目指しており、様々な場面を活用して研修に取り組むとともに、啓発・交流イベントを通じて、多様性を認められる社会の構築に向けて取り組んでいきます。

用語解説

^(※33) お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを岡山市として証明する制度。法的拘束力はなく、権利や義務は発生しませんが、性的マイノリティのカップルの権利を保障する後ろ盾となる効果が期待されています。また、令和6年9月から性的マイノリティ当事者が宣誓するにあたっての心理的負担の軽減につながることを期待して、異性パートナーも制度の対象としました。

(10) インターネットによる人権侵害

◆現状と課題

インターネット環境の拡大、スマートフォンの普及等により、情報収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しましたが、匿名性が高いがゆえに、安易に個人に対する誹謗中傷や、不確かな情報の書き込み、名誉やプライバシーの侵害、「部落差別(同和問題)」に関して特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿、児童ポルノやリベンジポルノ等、人権に関わる様々なトラブルが生じています。

近年では、SNS のメッセージ機能を用いた、投資を目的とする悪質な詐欺の被害も増えており、信憑性のない情報がインターネット上に氾濫しています。

また、災害時において、SNS 上で根拠のないうさやデマが拡散されるという問題も発生しており、不確かな情報の発信は、避難、復興の妨げにもなりかねないため、重要な問題となっています。

インターネットでは、いったん SNS や掲示板に書き込むと、その投稿や画像が急速に拡散され、拡散された投稿や画像は完全な削除が難しいといった特徴があり、インターネットによるトラブルの被害者は将来にわたって長く苦しむことがあります。令和5年度に実施した市民意識調査において、特に取り組むべき人権課題について聞いたところ、「インターネット上でのいじめや誹謗中傷などの問題」との回答が58.4%と最も高くなっています。また、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思うか聞いたところ、「他人を誹謗中傷する表現が掲載されること」との回答が78.8%と最も高くなっています。

令和6年5月、情報流通プラットフォーム対処法が公布され、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申請への対応の迅速化、削除等に関する運用状況の透明化に関する措置が義務付けられ、投稿者の情報開示がより簡単にできるようになりました。

◆施策の方向性

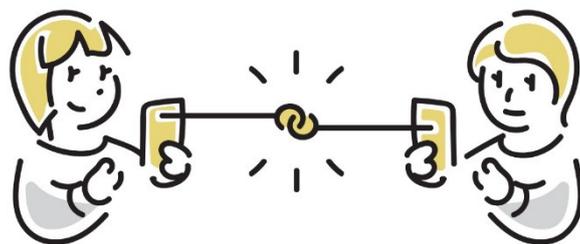
インターネットでつながった先にあるのは、心を持った生身の人間であるということを心がけることが大切であり、加害者にも被害者にもならないよう個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、情報モラルやメディアリテラシーを一人ひとりが身につけていけるような人権教育・啓発を行います。また市の広報紙やホームページ、SNS、ラジオ等のマスメディア媒体を有効に活用し、インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応について、地方法務局や警察等の相談窓口や相談機関の紹介等の周知に努めます。

具体的には、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取り組みとして、学校現場において、相手の立場に立てる想像力を養い、安易に性的な画像を投稿することの危険性等、インターネットの正しい使い方を適切に指導し、家庭への啓発にも努めます。また、早期発見・早期対応するために、積極的に児童生徒の変化を捉える体制づくりに努め、早い段階から関わりをもち、積極的に認知するよう努めます。そして、家庭との連携を図るとともに関係機関と協力して情報共有する等、協力体制を構築していくよう努めます。

また、一般のインターネット利用者等に対しては、市の広報紙やホームページ、SNS等を活用し、インターネット上の情報が正しいものなのかを判断できる知識の向上を図られるよう、啓発活動を推進します。特に、インターネット上で起きている人権問題であるため、インターネット利用者に届きやすい SNS での啓発を推進します。

インターネット上の誹謗中傷は取り返しのつかない重大な人権侵害につながる可能性があります。インターネット上に自分の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする情報が掲載されている等の被害に遭われた方は、プロバイダ、サーバの管理・運営者などに対し、発信者の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼することができることから、トラブルに巻き込まれたときに一人で悩み、不安を抱えないよう、事前に相談窓口や対処の方法が認識できる取り組みを充実させていきます。

誹謗中傷などの内容が侮辱罪や名誉棄損罪にあたることもあるので、人権侵害を受けた相談者の方には適切な対応に努めるとともに、関係機関とさらなる連携を図り、救済の支援も充実させていきます。



(11) ハラスメント

◆現状と課題

ハラスメントとは、人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為のことで、属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、個人の尊厳を不当に傷つける、社会的に許されない行為です。

ハラスメントという言葉が認知され久しくなりますが、職場などを中心に、「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」、「マタニティハラスメント」などをはじめ様々な種類のハラスメントが存在しています。また、近年では顧客からの著しい迷惑行為が従業員の心身の不調をもたらす「カスタマーハラスメント」の問題も発生しています^(*34)。令和5年度の厚生労働省の調査では、過去3年間に各ハラスメントの相談があった企業において、顧客からの著しい迷惑行為があったと回答した企業が86.8%と最も高い割合となっており、深刻な社会問題となっています。

法律に基づくハラスメントとして、労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメント対策が法制化され、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などにおいて、セクハラやマタハラ防止対策も強化され、職場においては、事業主が雇用管理上必要な措置を講じるよう義務化されたところです。また、カスハラについては顧客等からの著しい迷惑行為の防止対策として、国において対策マニュアルが策定されたところです。令和5年度に実施した市民意識調査において、過去5年間に人権侵害を受けたと感じた経験について、どのようなことで人権が侵害されたか聞いたところ、「ハラスメント(セクハラ、パワハラ、マタハラなど)を受けた」との回答が40.6%と最も高くなっており、法整備は進んでいるものの、ハラスメントは依然として社会問題として顕在化しています。

職場で働く人たちが、お互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮できる職場の環境づくりが求められていますが、職場の上司など、権限を有している立場からのハラスメント行為が後を絶たず、過度なハラスメントにより、重大な被害を受けることがあるため、市民や企業に向けて、人権に対する意識の向上をより追求する必要があります。

用語解説

^(*34)以下「パワーハラスメント」「セクシャルハラスメント」「マタニティハラスメント」「カスタマーハラスメント」は「パワハラ」「セクハラ」「マタハラ」「カスハラ」と表します。

◆施策の方向性

職場において、性別や立場等の違いによる不当な扱いを受けることなく、全ての人が能力を十分に発揮できるよう、市としてハラスメントを行わない、させない取り組みを推進します。

具体的には、毎年、経営者や人権担当者が参加する研修会を国・県と連携して開催し、企業からの個別の人権研修依頼に講師を派遣するなどして、どんな言動がハラスメントに該当するのか、無意識な思い込みによる言動がないか、ハラスメントを受けるとどんな影響があるか等の周知・啓発を、企業へ継続的に実施し、職場におけるハラスメントの予防を図るとともに、人権尊重を基盤とする企業活動の推進を支援していきます。



(12) 様々な人権課題

ア 災害に伴う人権問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、平成28年の熊本地震、令和6年には能登半島地震が発生するなど、我が国は世界で最も多くの災害が発生する状態にあり、その度に甚大な被害をもたらしています。本市においても平成30年7月豪雨により甚大な被害が起きました。

また、さらに今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震など大規模自然災害の発生リスクも予想されています。

こうした自然災害時には、「要配慮者」とされる高齢者、障害のある人、妊産婦、子ども、外国人市民などへの配慮を忘れてはなりません。また、性的マイノリティであるLGBTQの方などへの配慮も必要です。こうした人々は、災害発生時の避難や発生後の避難生活において、より多くの困難を抱えるため、特別な援助・配慮が必要になります。長期にわたる避難生活では、被災によるストレスが原因で、いやがらせ、いじめなど、様々な人権侵害が起きる可能性が高まります。こうしたことを防ぐため、避難所での女性を含む様々な方の避難所運営への参画を推進するとともに、女性班や要配慮者班などの活動班を設置し、避難所で誰もが等しく良好な生活環境を確保できるよう配慮した避難所運営を行う必要があります。

イ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人や、その家族に対する偏見や差別意識は根強く、世間の厳しい目による社会からの疎外は、出所者の社会復帰を阻む要因の一つになっていると考えられます。

刑を終えて出所した人が、再び社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに生活を共にする家族をはじめ、これを支える親族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力による仕事や住居の確保等が必要です。

このため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識をなくし、地域社会への復帰を推進するよう、国や関係機関と連携して、「社会を明るくする運動^(※35)」等の啓発活動に取り組みます。

用語解説

^(※35)すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築いていこうとする全国的な運動です。本市では、保護司や更生保護女性会などの民間団体や警察と連携し、街頭啓発パレードや刑務所作品展、作文コンテストなどを実施しています。

ウ ホームレス

失業や破産、家族との不和など様々な理由により、定まった住居を持たずに路上生活等を余儀なくされているホームレスのなかには、病気や障害等により医療や福祉等の支援を必要としている人がいます。また、地域社会とのあつれきが生じたり、いやがらせや暴行を受けるなどの人権侵害の問題も発生しています。

本市においては、「生活困窮者自立支援法」に基づき、ホームレスを含む住居を失った生活困窮者に対し、一定期間宿泊場所や衣食の供与等を行う一時生活支援事業を実施しています。

ホームレス状態には様々な個別的要因があり、それぞれの現状に応じた支援をするとともに、偏見や差別意識の解消に向けた啓発等を推進する必要があります。

エ 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する問題

北朝鮮による拉致は犯罪行為であり、国家による許されない人権侵害であることから、国においても平成18年に、国民の意識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しています。

被害者家族の高齢化が進み一刻の猶予もない状況ですが、未だ全ての拉致被害者の帰国は実現していません。時間が経つにつれ市民の関心が低くなり、拉致問題が風化してしまう恐れも懸念されるところです。

拉致問題は国家間の問題ですが、「北朝鮮人権侵害対処法」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、拉致問題解決のため、国、県と連携を図るとともに、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」などの機会を捉え、広く市民啓発に努め、早期解決に繋がるよう今後も解決に向け取り組んでいきます。

オ 個人情報の保護

個人情報については企業や自治体からの個人情報の流出から詐欺被害につながるなど、個人情報の漏洩が社会問題化しています。そのため、「個人情報保護法」により、国や地方公共団体の責務、個人情報取扱事業者が個人情報を取得したり利用したりするに当たっての義務、個人情報の漏えい等の不適正な取扱いを行った場合の罰則等が定められています。また、マイナンバーカードの普及により、個人の情報が一元化され、個人情報への意識が高まっていることから、個人情報保護の意識向

上を図る必要があり、本市では、高度情報通信社会の進展に伴う個人情報流出や漏洩等を防止する目的で、令和5年3月に岡山市個人情報保護法施行条例を施行し、職員の個人情報の適正な取扱いの確保に努めています。

カ その他の人権課題

その他にも、アイヌの人々に対しての差別や偏見などのレイシャルハラスメント^(*36)の問題、個人のプライバシーが侵害される問題、また、社会生活上で多大な不利益を被る無戸籍者の問題など、様々な課題が存在していますが、すべての人の人権を尊重するという視点に立ち、正しい知識と理解を深めることが大切です。



用語解説

^(*36) 民族や人種などを理由に、侮辱や差別的言動を行い、個人または集団の尊厳を害すること。

第5章 推進体制

1 庁内の推進体制

本市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するためには、人権施策に係る各局区室間の調整・協力が不可欠であるとともに、人権教育や各種啓発等を総合的に検討する必要があることから、庁内の横断的組織として「岡山市人権施策推進本部」を設置しています。

「岡山市人権施策推進本部」を活用して、計画(Plan)－「実行」(Do)－「評価」(Check)－「見直し」(Act)を繰り返す「PDCAサイクル」により、本基本計画を効果的に推進します。

2 関係機関、関係団体等との連携

人権が尊重された共生社会を実現するためには、市の施策だけではなく様々な主体が人権施策に参画し、連携して取り組む必要があります。

本市では、岡山地方法務局、岡山人権擁護委員協議会、岡山県、岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会^(*37)及び岡山県都市人権推進事業連絡協議会^(*38)と連携し、情報の共有化を図り、効率的、効果的な啓発活動の実施に努めます。

また現在では、人権課題は複雑化・多様化し、人権尊重の理念の普及や人権課題の解決には、様々な主体による多岐にわたる支援や啓発活動が求められているため、人権課題の解決を目指すNPOや民間運動団体、当事者団体等と協働し、人権課題の把握、講演会や研修会での講師依頼、人権啓発活動の支援を進めます。

用語解説

^(*37) 県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に、岡山地方法務局、岡山県人権擁護委員連合会、岡山県、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会及び本市で構成される組織。

^(*38) 人権推進事業を迅速かつ計画的に推進するため、相互協議し関連事業の推進を図ることを目的に、岡山県内の15市で構成される組織。

世界人権宣言

[採択 1948年12月10日 国際連合第3回総会]

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的若しくは社会的出身、財産、出生その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受

けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為

のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、住居若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害からの避難を他国に求め、かつ、これを他国で享有する権利を有する。
- 2 この権利は、専ら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否

とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現を求める資格を有する。

第 23 条

- 1 すべての人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことを専ら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抜粋)

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年 5月3日

—前文—

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第三章 国民の権利および義務

第十条【日本国民の要件】

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条【基本的人権の享有と性質】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】

この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第十三条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

- 1 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保証】

- 1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

第十六条【請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条【国及び公共団体の賠償責任】

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条【奴隷的拘束及び苦役からの自由】

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条【思想および良心の自由】

思想および良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条【信教の自由、国の宗教活動の禁止】

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権利を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】

- 1 集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条【居住・移転・職業選択の自由、外国居住・国籍離脱の自由】

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条【学問の自由】

学問の自由は、これを保障する。

第二十四条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊重と両性の本質的平均等に立脚して制定されなければならない。

第二十五条【生存権、国の生存権保障義務】

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条【労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条【財産権の保証】

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律（民法第一編）でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

第三十条【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

第三十一条【法定手続きの保証】

何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条【裁判を受ける権利】

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。

第三十三条【逮捕に対する保障】

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条【抑留・拘禁に対する保証】

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留または拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条【住居侵入・搜索・押収に対する保障】

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。

第三十六条【拷問および残虐な刑罰の禁止】

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条【刑事被告人の諸権利】

- 1 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条【不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力】

- 1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条【刑罰法規の不遡及、二重刑罰の禁止】

何人も、実行のときに適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

第四十条【刑事補償】

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の判決を受けたときは、法律の定めたところにより、国にその補償を求めることができる。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議(衆議院)

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議(参議院)

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

○岡山市人権施策推進本部設置規程

平成14年5月10日

市訓令甲第66号

(目的及び設置)

第1条 本市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、岡山市人権施策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策に係る基本的事項に関すること。
- (2) 人権施策に係る総合調整に関すること。
- (3) その他人権施策推進のため、必要であると認められる事項に関すること。

(組織及び職務)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長とし、本部を代表し、本部の事務を総理する。
- 3 副本部長は、副市長及び市民協働局長をもって充て、本部長を補佐する。
- 4 本部長に事故があるとき又は欠けたときは、市民協働局を担当する副市長がその職務を代理することとし、当該副市長に事故があるとき又は欠けたときは、当該副市長が他の副本部長の中からあらかじめ指名した者がその職務を行う者とする。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てるほか、水道事業管理者、市場事業管理者、教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、第一農業委員会担当局長及び議会事務局長に委嘱する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 第2条の所掌事務に関する事項について調査検討し、及び連絡調整を行うため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、人権推進課長をもって充て、副幹事長は、人権推進課課長補佐をもって充てる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てるほか、別表第3に掲げる者に委嘱する。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 幹事長は、専門的事項について調査し、検討するため、必要に応じて幹事会に研究班を置くことができる。

(推進員会議)

第6条 第2条の所掌事務に関する具体的事項について調査・検討するとともに、各局室等における人権施策を推進するため、推進本部に推進員会議を置く。

- 2 推進員会議は、リーダー、副リーダー及び推進員をもって組織する。
- 3 リーダー、副リーダー及び推進員は、職員の中から本部長が指名する。

(推進協力員)

第7条 各課等における人権施策を推進するため、推進本部に推進協力員を置く。

- 2 推進協力員は、職員の中から本部長が指名する。

(専門部会)

第8条 第2条の所掌事務に関する専門的事項について調査・研究するため専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会員は、職員の中から本部長が指名する。

(関係者の出席)

第9条 本部長及び幹事長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第10条 本部の事務局を人権推進課に置き、事務局長は、人権推進課長をもって充てる。

- 2 本部の庶務は、人権推進課において行う。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年5月13日から施行する。

附 則(平成16年市訓令甲第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年市訓令甲第83号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年市訓令甲第44号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成19年市訓令甲第113号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成20年市訓令甲第34号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成21年市訓令甲第91号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成22年市訓令甲第35号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成23年市訓令甲第77号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成24年市訓令甲第91号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成24年市訓令甲第162号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成25年市訓令甲第81号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成26年市訓令甲第61号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成26年市訓令甲第162号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成27年市訓令甲第65号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成29年市訓令甲第61号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(平成30年市訓令甲第68号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(令和元年市訓令甲第25号)
この訓令は, 公布の日から施行する。

附 則(令和3年市訓令甲第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年市訓令甲第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年市訓令甲第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年市訓令甲第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

危機管理監 市長公室長 政策局長 総務局長 財政局長 市民生活局長 北区長 中区長 東区長 南区長 保健福祉局長 岡山っ子育成局長 環境局長 産業観光局長 産業観光局観光・MICE 担当局長 都市整備局長 都市整備局都市・公園担当局長 下水道河川局長 会計管理者 消防局長

別表第2(第5条関係)

危機管理担当課長 秘書課長 政策企画課長 デジタル推進課長 総務法制企画課長 人事課長 財政課財政企画総務担当課長 市民生活企画総務課長 生活安全課長 市民協働企画総務課長 国際課長 人権推進課事業調整担当課長 女性が輝くまちづくり推進課長 北区役所総務・地域振興課長 中区役所総務・地域振興課長 東区役所総務・地域振興課長 南区役所総務・地域振興課長 保健福祉企画総務課長 福祉援護課長 保健管理課長 こころの健康センター所長 地域包括ケア推進課長 高齢者福祉課長 障害福祉課長 感染症対策課長 健康づくり課長 こども企画総務課長 こども福祉課長 こども総合相談所長 保育・幼児教育課長 幼保運営課長 環境企画総務課長 経済企画総務課長 都市企画総務課長 下水道経営企画課長 会計課長

別表第3(第5条関係)

消防局消防総務部消防企画総務課長 水道局総務部企画総務課長 市場事業部総務担当課長 教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課長 教育委員会事務局学校教育部学校指導課人権教育担当課長 選挙管理委員会事務局選挙担当課長 人事委員会事務局任用担当課長 監査事務局監査担当課長 第一農業委員会事務局総務・農政担当課長 議会事務局総務課長

人権教育及び人権啓発に関する基本計画

令和 7 年(2025 年)3 月 二次改訂

岡山市市民協働局市民協働部人権推進課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

☎(086)803-1070 (直通)

FAX(086)225-1699